

令和 6 年度

第 12 回庄原市農業委員会総会 会議録

日時 令和 7 年 3 月 7 日(金) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 20 分

場所 庄原市ふれあいセンター

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積計画（3 月 10 日公告）の決定について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 非農地証明申請について

議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について

各委員の出欠状況

席番	氏 名	出席	欠席	席番	氏 名	出席	欠席
1	原田 實夫		○	13	佐々木 利雄	○	
2	堀江 唯雄	○		14	田邊 文隆	○	
3	木村 英宗	○		15	瀬尾 憲雅	○	
4	増谷 克則	○		16	金本 哲弥	○	
5	入谷 弘之		○	17	渡邊 敬子		○
6	財間 敏行		○	18	前田 憲二		○
7	須應 敏明	○		19	道下 和子		○
8	寺西 玉実	○		20	小次 啓二	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江		○
11	宮崎 譲	○		23	佐々木 英明	○	
12	竹森 達	○		24	榮田 明美	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役 職	氏 名	出席	欠席	役 職	氏 名	出席	欠席
(本 庁)				(口和出張所)			
事務局長	黒木 和彦	○		出張所長	田邊 徹		○
係 長	中村 征巳	○		主 任	小田 正儀		○
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
主 任	木村 泰三	○		出張所長	石原 豊年		○
(西城出張所)				主 任	石田 泰清		○
出張所長	山口 博昭		○	(比和出張所)			
主 任	沖田 晋耶	○		出張所長	掛札 靖彦		○
				主 任	加川 元暁	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	六原 善博	○		出張所長	今西 隆行		○
主 事	村木 莉加	○		主 任	光永 稔彦	○	

事務局員 (本庁)	ただ今より、令和6年度第12回庄原市農業委員会総会を開催いたします。(午後1時30分) 本日、1番原田委員、5番入谷委員、6番財間委員、17番渡邊委員、18番前田委員、19番道下委員、22番青才委員から欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 それでは、今回は会長が欠席でございますので、堀江会長代理より開会のご挨拶をいただき、引き続き庄原市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長代理に議長を務めていただきます。
議長	(挨拶)
議長	それでは、会議を開会させていただきます。 ただ今の出席委員は17名です。よって、本総会は成立していることをご報告いたします。 続きまして、本日の議事録署名者を指名させていただきます。 24番榮田委員さん、3番木村委員さん、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案に移りたいと思いますが、あらかじめ送付の議案に追加がありますので、事務局から報告させます。
事務局員 (本庁)	○追加 ・議案第5号 「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」 を当日配布の議案資料に追加 以上、追加しております。
議長	それでは議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。 受付番号74から86の13件について事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 (以下 略)
議長	以上で説明が終わりました。 ここで皆様よりご質疑・ご意見を受けます。何かございますか。

7 番須應委員	受付番号 80 について、営農計画の畑の項目が記載なしとなっており、また、参考とする事項で倉庫を購入予定であると説明がありましたが、倉庫は畑の敷地内に建設するというのでしょうか。もし建設するとすれば申請内容が変わることになるかと思います。
事務局員 (東城出張所)	畑については、今回所有権移転の対象ではないため、記載なしとさせていただいております。読み取りにくい形となってしまう申し訳ございません。倉庫の建設場所については、申請時点で詳細は確認しておりませんでしたので後日改めて確認を行います。
8 番寺西委員	受付番号 81 について、譲受人の農業従事日数が 300 日、配偶者が 150 日と記載されていますが、譲受人の住所が市外であり、庄原市への通勤時間を考慮すると実現できるかどうか疑問に思います。その点について、いかがでしょうか。
事務局員 (本庁)	ご質問にお答えします。申請書類を再度確認したところ、議案に記載した従事日数が誤っておりました。申し訳ございません。正しくは譲受人が 80 日、配偶者が 200 日でございます。庄原市では初めて農地を取得しますが、申請書類には譲受人の住所がある市町の耕作証明が添付されており、庄原市の農地と譲受人の住所市町の農地を合わせた農業従事日数を記載されているということでした。
議長	ありがとうございました。他にはございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 74 から 86 の 13 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしとの声)
議長	それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」受付番号 74 から 86 の 13 件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可されました。

議長	続きまして、議案第２号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。 事務局からの説明を求めます。
事務局員 (本庁)	失礼いたします。 農業経営基盤強化促進法附則第５条第１項の規定に基づく農地利用集積計画書の令和７年 ２月期の申出分については、「令和７年３月１０日公告 利用権設定内訳」のとおりです。 説明に入る前に資料に誤りがございました。申し訳ございません。お詫びして訂正いたし ます。 ○訂正箇所 ・整理番号２の面積の単位が一か所空欄になっていたため、「㎡」を追加。 ・整理番号３の利用権を設定する者の氏名と住所に誤りがあったため正しい情報に訂正。 以上、訂正いたします。
事務局員 (本庁)	それでは議案について説明いたします。 表紙をご覧ください。 今回、利用権設定（農地中間管理事業分）が５件 38,797 ㎡となっています。農地中間管理 事業分については、農地中間管理機構からの転貸先として、上谷町の農地を〇〇さまへ 6,303 ㎡、尾引町の農地を〇〇さまへ 12,535 ㎡、東城町千鳥の農地を〇〇さまへ 10,445 ㎡、口和町永田の農地を〇〇さまへ 9,514 ㎡となっております。 詳細は、利用権設定（農地中間管理事業分）が１ページのとおりで。 以上の農用地利用集積計画は、この農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧 を経て正式に契約成立となります。 なお、この農地利用集積計画書による利用権設定は法改正により、地域計画の公告ととも に終了となります。地域計画開始後の利用権設定については、総会のその他の項目で資料 を用いてお話させていただきます。 説明は以上です。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	以上で説明が終わりました。 皆様から何かご質疑等はございませんか。 (なしとの声)

議長	それでは採決に移ります。議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、決定されました。
議長	続きまして議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたします。受付番号 40 から 43 の 4 件について、事務局から説明を求めます。 (説明 以下 概要)
事務局員 (本庁)	受付番号 40 位置等：説明資料の 8, 9 ページに記載 転用事由： 宅地造成 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 特になし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外不要 受付番号 41 位置等：説明資料の 8, 9 ページに記載 転用事由： 宅地造成 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 特になし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外不要
事務局員 (西城出張所)	受付番号 42 位置等：説明資料の 10, 11, 12, 14, 15, 16, 17 ページに記載 転用事由： 太陽光発電設備 資金計画： 全額自己資金 他 法 令： 特になし 周辺影響： 影響ないと確認 除外手続： 除外不要

事務局員 (西城出張所)	受付番号 43 位置等：説明資料の 10, 13, 14, 15, 16, 17 ページに記載 転用事由：太陽光発電設備 資金計画：全額自己資金 他法令：特になし 周辺影響：影響ないと確認 除外手続：除外不要
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。 質疑等はございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 40 から 43 の 4 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしとの声)
議長	それでは、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」受付番号 40 から 43 の 4 件を申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、許可されました。
議長	続きまして、議案第 4 号「非農地証明申請について」を上程します。 受付番号 66 から 71 の 6 件について事務局からの説明を求めます。 (説明 以下 概要)

事務局員 (本庁)	受付番号 66 位置等：説明資料 8, 18 ページに記載 潰廃事由：昭和 61 年頃から車庫を建てたが、申請地にその車庫の敷地が入っていたことが 周辺の測量が行われたことにより判明したため、このたび地目変更登記をする。 現地確認：申請地は車庫の敷地となっているため、非農地であると確認。
事務局員 (西城出張所)	受付番号 67 位置等：説明資料 10, 19 ページに記載 潰廃事由：昭和 47 年ごろ豪雨被害に遭って耕作ができず雑種地となっており、このたび地 目変更登記をするため。 現地確認：雑種地となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用 される見込みがないことから、非農地であると確認。 受付番号 68 位置等：説明資料 10, 20 ページに記載 潰廃事由：昭和 52 年ごろ倉庫が建設され宅地となっており、このたび地目変更登記をする ため。(無断転用に係る顛末書を提出) 現地確認：倉庫が建設され宅地になっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地 としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
事務局員 (東城出張所)	受付番号 69 位置等：説明資料 21, 22 ページに記載 潰廃事由：申請地に植林をして山林化した農地と雑木が生い茂り原野化した農地があり、 このたび地目変更登記をするため。(植林をした農地(無断転用)についての顛 末書を提出) 現地確認：申請地は山林及び原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農 地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。 受付番号 70 位置等：説明資料 21, 23 ページに記載 潰廃事由：義父がその他の土地と同時に購入したが、面積が小さく耕作に向かないとして 手入れがされないまま原野化しており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：原野となっており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用さ れる見込みがないことから、非農地であると確認。

事務局員 (総領出張所)	受付番号 71 位置等：説明資料 24, 25 ページに記載 潰廃事由：申請者が申請地を購入する前から駐車場として利用されており、このたび地目変更登記をするため。 現地確認：駐車場として整備されており、農地として復旧するのは困難で今後も農地としての利用される見込みがないことから、非農地であると確認。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。 質疑等はございませんか。
21 番天根委員	受付番号 71 の位置図で、申請地の内部に四角形の図が記載されていますが、建物があるのでしょうか。
事務局員 (総領出張所)	現地確認を行いました、申請地には建物はありませんでした。
議長	ありがとうございました。他にございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移させていただきます。 議案第 4 号「非農地証明申請について」受付番号 66 から 71 の 6 件を一括で採決したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第 4 号「非農地証明申請について」受付番号 66 から 71 の 6 件を申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員、証明することと決定されました。
議長	続きまして、議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

事務局員 (本庁)	失礼いたします。 第 5 号議案 「農用地利用集積等促進計画原案への意見聴取について」、説明させていただきます。 議案の表紙をご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項及び第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画原案について、本市農業振興課から意見を求められています。 農用地利用集積等促進計画については、 令和 5 年 4 月 1 日施行の農業経営基盤強化促進法と農地中間管理事業の推進に関する法律の改正法により、地域計画が策定された地域において、その計画の実施を促進するのが本来の流れとされていますが、庄原市では現在、地域計画を作成中であります。 この取扱いとしましては、令和 6 年度中の経過措置として、地域計画が未策定である地域でも、中間管理機構が中間管理権を保有している土地で、県等が実施する圃場整備事業等による転貸または借受者の付け替えによる転貸が見込まれるとき、機構が農用地利用促進計画の原案を作成し、市町に確認を求めることの運用が定められております。今回、市は、この原案の確認を行うにあたり、農業委員会へ意見聴取を行うものです。 資料 1 ページをご覧ください。原案の内容は、中間管理機構を通じて設定された利用権の借受者を移転するものです。 今回移転となる経緯は、現在の借受者である農事組合法人 岩神さんが経営の整理にあたり、機構を通じて設定していた農地の利用権を新しい借受者へ作付け開始前の時期に移転する必要が生じたため、権利を移転する促進計画案を機構が作成されたということです。 以上の農用地利用集積等促進計画は、農業委員会の承認後、広島県知事が認可し、公告されます。
議長	以上で説明が終わりました。 ここで質疑・意見を受けます。 質疑等はございませんか。
20 番小次委員	残存期間があるうちに法人が農地を手放すということですが、補助金や奨励金について返還等の影響はあるのでしょうか。
事務局員 (東城出張所)	今回の権利の移転に関しては、奨励金は発生しておりませんので返還もございません。 新しい借受者についても補助金・奨励金に関しては影響はないと判断しております。

7 番須應委員	今回新しい借受者が残存期間を引き継いで農地を耕作されるということですが、期間満了後の更新については、また改めて手続きされるということでしょうか。
事務局員 (本庁)	そのように聞いております。
議長	ありがとうございました。他にございませんか。 (なしとの声)
議長	それでは採決に移ります。議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画原案の意見聴取について」提案された原案を異議なしの旨で回答することに賛成の委員の挙手を求めます。
議長	挙手全員決定されました。
議長	以上を持ちまして、本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。 続いて、会長報告、「その他」事項について事務局から説明を求めます。 (その他事項について資料にて説明)
事務局員 (本庁)	○会長報告 ○報告事項 ・ 2 月役員会 ・ 地域計画の今後の予定について ・ 「恵みの大地」冬号（2 月 20 日発行）の報告 ・ 「農業委員会だより」（3 月 5 日発行）の報告 ○協議事項 ・ 令和 6 年度最適化活動の点検・評価と令和 7 年度目標設定のスケジュール等について ○今後の主な日程 の報告を行った。

議長	以上事務局からの報告・協議でした。 みなさんから全体を通してご質疑、意見等がございますか。 (なしとの声)
議長	以上で本日の日程をすべて終了しました。 これをもって、第 12 回農業委員会総会を閉会といたします。(午後 3 時 25 分)

以上、会議の顚末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和 7 年 3 月 7 日

議 長
(堀江 唯雄) _____

24 番委員
(榮田 明美) _____

3 番委員
(木村 英宗) _____